

外国人に関する登録制度が変わります

平成24年7月9日から外国人住民も住民基本台帳の対象となり、日本人と同様に世帯ごとに住民票が編成されます。また、転出の際は日本人と同様に住民生活課窓口で転出届を行い、転出証明書の交付を受けた後、転入先で転出証明書を添えて転入届をすることになります。

外国人登録証明書に代わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されますが、一定の期間、外国人登録証明書を「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなすこととなります。

■外国人登録証明書から在留カード等への切替手続きについて

対象者	切替手続き	手続き場所
特別永住者の方	現在お持ちの「外国人登録証明書」は、次回の確認申請期間の始期まで使用できます。切替後は「特別永住者証明書」になります。	美郷町役場 住民生活課
永住者の方	平成24年7月9日から3年以内に申請することで、「在留カード」に切り替わります。	入国管理局
上記以外の方 (在留期間が3カ月を超える方)	在留期間等の手続きの際に「在留カード」に切り替わります。	入国管理局

問い合わせ ● 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

粗大ごみの戸別有料収集

7月の申込期間は7月9日(月)～13日(金)です

7月の収集日は **7月19日(木)** です。

申込期間は

7月9日(月)～13日(金) です。

8月以降の粗大ごみの収集日
(毎月第3木曜日)

8月16日、9月20日、10月18日、11月15日

※申込期間は収集日の10日前から3日前までです。

粗大ごみ戸別有料収集の流れ

- ① **シルバー人材センターに電話で申し込む。**
美郷町シルバー人材センター（中央行政センター（旧役場六郷庁舎）内） ☎0187-84-0307
受付時間は午前8時30分～午後5時、土日祝日は受け付けしていません。
- ② **粗大ごみ収集券を取扱店で購入する。**
粗大ごみ収集券は1シート1,000円（1枚200円×5枚綴り）です。
必要枚数は粗大ごみの重量によって異なります。お申し込みの際にご確認ください。
- ③ **必要枚数の粗大ごみ収集券を貼った粗大ごみを玄関先等に搬出する。**
収集日の午前8時までに搬出してください。収集への立会いは不要です。

「防災研修会」を開催します

講師による講演および自主防災組織活動費補助金の説明を行います。

日時 ● 7月27日(金) 午後1時30分～午後3時

場所 ● 美郷町公民館

講師 ● 秋田大学地域創生センター 鎌滝孝信准教授

演題 ● 「自主防災組織における
地震防災・減災活動を考える」（仮題）

対象 ● 町内自主防災組織等

昼間でも点灯している 防犯灯はありませんか？

防犯灯には明るさを感知して自動で点灯・消灯するセンサーが付いていますが、故障により昼間でも点灯していたり、夜間でも点灯していなかったりする場合があります。

町では巡回を強化して発見に努めていますが、故障と思われる防犯灯を発見した場合は、電柱の番号や場所などを下記までお知らせください。

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

平成24年度国民健康保険税の納税通知書をお届けします

■国民健康保険制度

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が国民健康保険税を出し合って医療費などに充てる「助け合いの制度」です。美郷町に住所のある方で、社会保険など他の医療保険に加入していない方は、すべて国民健康保険に加入することになります。

■国民健康保険税

国民健康保険税は、世帯内で国民健康保険に加入している方の昨年中の所得額などに基づいて計算され、世帯単位で課税されます。4月分から翌年の3月分までを年間の保険税として計算します。世帯ごとに加入するため、世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主の方が加入していない場合でも、世帯主の方のお名前前で納税通知書が届くこととなります。納税通知書のお届けは7月中旬を予定しています。

■平成24年度の税率

項 目	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分※
所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.2%	1.4%
資産割額(固定資産税額に応じて計算)	28.1%	10.7%	8.2%
均等割額(加入者数に応じて計算)	22,300円	7,500円	7,100円
平等割額(1世帯いくらと計算)	21,300円	6,900円	4,200円
賦課限度額(上限額)	51万円	14万円	12万円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満の方の分が国民健康保険税に算入されます。65歳以上の方は、それぞれ個人の年金から天引きされます。

■納付方法

納付方法には「納付書または口座振替による納付」と、「年金からの天引き」があります。「年金からの天引き」は年金額や加入者の年齢によって該当しない場合があります。お届けした納税通知書でご自分の納付方法をご確認ください。

「年金からの天引き」の方は、お申し出により口座振替に変更することができます。ただし、過去2年間、国保税の滞納がない方に限ります。手続きについては、税務課までお問い合わせください。

■納付が困難なとき

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにしないで早めにご相談ください。場合によっては減免制度が適用になることもあります。

7月31日(火)は国民健康保険税・固定資産税・後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限(口座振替日)

項 目	期 別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	1期一括	7月31日(火)
固定資産税	2期	7月31日(火)
後期高齢者医療保険料	1期一括	7月31日(火)
町県民税	1期一括	7月 2日(月)

納め忘れがないかご確認ください

■次の税や使用料などの納付には、口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料
- ⑧幼稚園授業料 ⑨学校給食費
- ⑩下水道受益者負担金
- ⑪後期高齢者医療保険料

口座振替がとても便利です

～口座振替のメリット～

- ・料金のお支払いに向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により、税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問い合わせ ● 町税務課 ☎0187(84)4902